

今号は「確定申告」の「所得税」に関するQ&A集です。国税庁は所得税の確定申告に関する様々な応答事例を掲載しています。そのなかからいくつかを掲載しました。詳しくは国税庁ホームページ・ページの質疑応答事例にアクセスしてください。

質疑応答事例ホームページ・ページアドレス

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/01.htm>



A氏は、市外に在住する者から1万円以上の寄附(いわゆるふるさと寄附金)をした場合にこの寄附に対する謝礼として、市の特產品(5,000円程度)を受け取りました。

この場合の経済的利益について、課税関係は生じますか?



寄附者が特產品を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。

なお、その年中に他に一時所得に該当するものがないときには、課税関係は生じません。

所得税法上、各種所得の金額の計算上収入すべき金額には、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれます(所得税法第36条第1項)。

ふるさと寄附金の謝礼として受ける特產品に係る経済的利益については、所得税法第9条《非課税所得》に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされていますので(地方自治法第2条第1項)、法人からの贈与により取得するものと考えられます。

したがって、特產品に係る経済的利益は一時所得に該当します(所得税法第34条、所得税基本通達34-1(5))。

(算式)

$$\text{一時所得の金額} = \left[ A \text{ その年中の一時所得に係る総収入金額} \right] - \left[ B \text{ その収入を得るために支出した金額の合計額 (注1)} \right] - 50 \text{ 万円 (注2)}$$

注意1…その収入を生じた行為をするため、またはその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られます。

注意2…AからBを控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額となります。



次のような内容の「こども保険」に加入しています。このこども保険においては、契約上、被保険者が一定の年齢に達した場合、教育資金又は満期保険金が支払われることとされています。

このこども保険における教育資金及び満期保険金に係る所得区分はどのように取り扱われますか？



保険契約者及び保険金受取人：本人 被保険者：長男

払込期間：被保険者が2歳から15歳までの期間

教育資金：被保険者が満16歳、17歳、18歳及び19歳到達時にそれぞれ10万円

満期保険金：被保険者が満20歳のときに10万円

照会の教育資金及び満期保険金に係る所得はいずれも雑所得に該当します。

照会のこども保険においては、契約に基づき5年間にわたって毎年10万円の教育資金又は満期保険金のいずれかが支払われることとされています。

このように、あらかじめ定められた期間に、連年、教育資金又は満期保険金という形で定額の給付金の支払が行われていることからすれば、これらの教育資金及び満期保険金については、臨時・偶発的に生ずる所得というよりも継続的に生ずる所得として、いずれも雑所得に該当します。



Aは貸家の貸付け(事業的規模ではありません。)を行っていましたが、その貸家が原因不明の失火により焼失するとともに、近隣の10軒を類焼しました。このため、Aは同貸家の所有者として責任を感じ入居していた賃借人とともに、類焼者に対して損害賠償金として金銭を支給することとした。この損害賠償金は雑損控除の対象となりますか？



損害賠償金については、災害に直接関連して支出した金額として雑損控除の対象として差し支えありません。

なお、雑損控除の対象としないで、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することもできます。



いわゆる差額ベッド料は、医療費控除の対象になりますか？



入院の対価として支払う部屋代等の費用で医療費控除の対象となるものは、医師等の診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものであることが必要です（所得税基本通達73-3）。

したがって、自己の都合によりその個室を使用するなどの場合に支払う差額ベッド料については、医療費控除の対象となりません。



いわゆる人間ドックの費用は、医療費控除の対象になりますか？



いわゆる人間ドックその他の健康診断は疾病の治療を伴うものではないので、その人間ドック等の費用は、医療費控除の対象とはなりません。

ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病的治療を行った場合には、その健康診断は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その健康診断のための費用も、医療費控除の対象に含まれます（所得税基本通達73-4）。



実家で出産するために帰省する場合、その帰省のための旅費は、医療費控除の対象になりますか？



帰省のための旅費は、医療費控除の対象とはなりません。

旅費や交通費で医療費控除の対象となるのは、①病院、診療所、老人保健施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価のうち、病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額と、②医師等による診療等を受けるための通院費のうち、その診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものに限られています（所得税法施行令第207条、所得税基本通達73-3）。

お産のために実家へ帰省する旅費については、上記のいずれにも当てはまらないため、医療費控除の対象とはなりません。



遠隔地のA大学病院でなければ治療ができない難病にかかった者が、主治医の指示によりA大学病院で治療を受けることになりました。この場合の自宅とA大学病院の間の旅費は、医療費控除の対象になりますか？



原則として医療費控除の対象となります。

病状からみて近隣の病院でも治療できる場合の自宅と遠隔地にある病院との旅費は、医師等による診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要な費用には当たらないので、医療費控除の対象とはなりません（所得税基本通達73-3）。

しかし、遠隔地のA大学病院でなければ治療ができないという相当の理由がある場合には、自宅とA大学病院との間の旅費は、原則として医療費控除の対象となります



レクリエーション施設がガス爆発事故を起こしたため、施設所有者であるA社から負傷者等に対して次の損害賠償金等が支払われました。これらの金品は、課税上どのように取り扱われますか？

- ①負傷者に対する支払…医療関連費用、慰謝料
- ②遺族に対する支払…葬儀関連費用、慰謝料、損害賠償金



心身に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金等として非課税とされます。

ただし、負傷者に対する支払のうち、医療関連費用については、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金に当たることから、医療費控除の対象となる医療費の金額から除かれます（所得税基本通達73-8（3））。

なお、遺族に対する慰謝料は、遺族固有の請求権に基づいて支払われるものとして、相続税の課税対象とはされません。



女性専用特定がん保険は、入院給付金、手術給付金のほか、次の「健康回復給付金」が支給されます。この健康回復給付金は、所得税法上、非課税として取り扱って差し支えありませんか？



#### 《健康回復給付金の概要》

被保険者が特定がんにより入院した後、療養するために退院したとき及び退院日から2年間退院日の3か月毎の応当日に生存しているときに15万円を支給する（2年間合計120万円）。

健康回復給付金は、次の理由から非課税所得として取り扱って差し支えありません。

- ①この給付金は、被保険者が特定がんと診断されている場合に限って支払われるものであること。
- ②この給付金は、退院後のリハビリ費用、検診費用、家事代行費用等の補てんを行うものとすれば、従来の在宅療養給付金（一時金として支払われ、非課税所得とされている）を3か月毎に分割して支払うものと変わりがないこと。



リビング・ニーズ特約に基づく保険金(生前給付金)は、非課税所得として取り扱って差し支えありませんか？



### 《リビング・ニーズ特約の概要》

- ①被保険者の余命が6か月以内と診断された場合に、主契約の死亡保険金の一部又は全部(上限3,000万円)を生前給付金として支払う。
- ②生前給付金を支払ったときは、これと同額の死亡保険金が減額されたものとされる(死亡保険金の全部を生前給付金として支払った場合には、主契約は消滅する)。
- ③生前給付金の受取人は被保険者とし、配偶者等について指定代理請求を認める。
- ④特約の保険料は不要である(主契約の保険料に吸収されている。)。  
非課税所得として取り扱って差し支えありません。

リビング・ニーズ特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が6か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではないことからすれば、重度の疾患に基因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、所得税法施行令第30条第1号《非課税とされる保険金、損害賠償金等》に掲げる「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものと取り扱っており(所得税基本通達9-21)、その保険金は非課税所得となります。

(注)生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合で、その受けた給付金に未使用のものがあるときのその未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となります(この場合、相続税法第12条第1項第5号《相続税の非課税財産》の規定の適用はないことに注意してください。)。